

高第415号
令和4年7月15日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

『「第7波」急拡大防止に向けて』における対応について

本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、『「第7波」拡大防止に向けて』を決定し、高第411号により、その内容をお知らせしたところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、当対策の趣旨を踏まえ、下記により、感染拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底・強化について

- すべての職員に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗い、密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の継続を徹底願います。

2 各事業所・施設における対応強化について

- 予防的検査を活用してください。

- ・ 県では、感染の早期発見のため、施設職員に対する予防的検査（概ね2週間に1回実施）を実施しています。当該検査を8月末まで延長しますので、積極にご活用いただきますようお願いいたします。

※申込先

[岐阜市内に所在する施設]

岐阜市 <https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1016077.html>

[岐阜市以外に所在する施設]

岐阜県 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/200818.html>

- 入所施設で利用者に感染例が発生したら、専門家による支援を積極的に受け入れてください。

- ・ 県では、感染例が発生した入所施設に対し、感染症対策専門家による、施設での感染対策に関する支援を実施しています。
- ・ 利用者に感染例が発生した場合、入所施設を所管する県事務所・市町村又は保健所に要望していただければ、Zoom形式での専門家による感染対策支援を実施いたします。

- ・ 入所者の感染判明後の初期対応が十分でなかったことから、更に感染が拡大し、数十人規模の大規模なクラスターとなった事例がありますので、躊躇なくご利用ください。

○ 施設における検体採取や施設内療養時の往診などに向け、施設の協力医療機関や地元医療機関との連携を強化してください。

- ・ 今後も、地域の病床のひっ迫により、高齢者施設入所者が施設内療養を余儀なくされることが想定されます。そうした場合にも入所者への医療提供を適切に行うため、あらかじめ、配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関に医療支援を依頼するなど、医療支援体制の確保をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		